



# 宮 崎 県 公 報

平成26年 3 月27日 (木曜日) 第 2576 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

<p><b>規 則</b></p> <p>○看護大学授業料等の徴収に関する規則の一部を 改正する規則…………… (医療薬務課) 1</p> <p><b>告 示</b></p> <p>○漁業災害補償法に基づく特定第 2 号漁業者の同 意…………… (水産政策課) 2</p> <p>○漁業災害補償法に基づく養殖業に係る水域…………… ( " ) 2</p> <p>○道路の区域の変更 ( 2 件 ) …………… (道路保全課) 3</p> <p>○道路の供用の開始 ( 2 件 ) …………… ( " ) 3</p> <p>○都市計画事業の変更の認可…………… (都市計画課) 4</p> <p><b>訓 令</b></p> <p>○宮崎県東京職員寮利用規程の一部を改正する訓 令…………… (総務課) 4</p> <p><b>公 告</b></p> <p>○技能検定の実施…………… (労働政策課) 4</p> <p>○技能検定 (基礎 1 級及び基礎 2 級) の実施…………… ( " ) 6</p> <p>○技能検定 (随時実施 3 級) の実施…………… ( " ) 6</p> <p>○都市計画の変更図書の写しの縦覧…………… (都市計画課) 7</p> <p>○二級建築士免許の取消し…………… (建築住宅課) 8</p> <p><b>企業局企業管理規程</b></p>	<p>○企業局組織規程の一部を改正する企業管理規程…………… 8</p> <p><b>病院局公営企業告示</b></p> <p>○指定代理納付者の指定…………… 8</p> <p><b>人事委員会規則</b></p> <p>○職員の分限に関する規則の一部を改正する規則…………… 9</p> <p>○市町村立学校職員の分限に関する規則の一部を 改正する規則…………… 9</p> <p><b>教育委員会規則</b></p> <p>○県教育庁組織規則の一部を改正する規則…………… 9</p> <p>○宮崎県教育研修センター管理規則及び宮崎県埋 蔵文化財センター管理規則の一部を改正する規 則…………… 10</p> <p>○県立学校授業料等徴収規則の一部を改正する規 則…………… 11</p> <p>○教育職員免許法等施行細則の一部を改正する規 則…………… 11</p> <p>○県立美術館管理規則の一部を改正する規則…………… 18</p> <p><b>教育委員会告示</b></p> <p>○宮崎県指定有形文化財の指定…………… 18</p> <p><b>公安委員会規則</b></p> <p>○宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規 則…………… 18</p>
---	---

## 規 則

看護大学授業料等の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県規則第15号

#### 看護大学授業料等の徴収に関する規則の一部を改正する規則

看護大学授業料等の徴収に関する規則 (平成 8 年宮崎県規則第49号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、使用料及び手数料徴収条例 (平成12年宮崎県 条例第 9 号。以下「条例」という。) 第 8 条の規定に基づき、条 例第 2 条第 1 項第 6 号に規定する看護大学授業料 (以下「授業料 」という。)、条例第 3 条第 1 項第 142号に規定する宮崎県立看 護大学入学料 (以下「入学料」という。) 及び同項第 142号の 2 に規定する宮崎県立看護大学学位論文審査手数料 (以下「学位論 文審査手数料」という。) の徴収に関し必要な事項を定めるもの とする。</p> <p>(授業料の徴収猶予等)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、使用料及び手数料徴収条例 (平成12年宮崎県 条例第 9 号。以下「条例」という。) 第 8 条の規定に基づき、条 例第 2 条第 1 項第 6 号に規定する看護大学授業料 (以下「授業料 」という。) <u>及び看護大学公開講座受講料 (以下「受講料」とい う。)</u>、条例第 3 条第 1 項第 142号に規定する宮崎県立看護大学 入学料 (以下「入学料」という。) <u>並びに同項第 142号の 2 に規 定する宮崎県立看護大学学位論文審査手数料 (以下「学位論文審 査手数料」という。)</u> の徴収に関し必要な事項を定めるものとな る。</p> <p>(授業料の徴収猶予等)</p>

第 8 条 [略]

第 8 条 [略]

(受講料の徴収)

第 8 条の 2 受講料は、全額を受講、再受講又は補習に係る手続が完了した日から 1 月を経過した日までに徴収するものとする。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

**告 示**

**宮崎県告示第 209号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

平成26年 3 月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

同意成立の届出年月日	平成26年 3 月 1 日
発起人の住所及び氏名	串間市 川 崎 義 成 串間市 河 野 忠 重
加入区 の 名 称	串間市東加入区
区 域	串間市東漁業協同組合の地区
区 分	立字津支所の地域の者が営む小型設置漁業

**宮崎県告示第 210号**

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号）第 118条第 3 項の規定により、1 年貝真珠養殖業及び 2 年貝真珠養殖業、小割り式 1 年魚はまち養殖業、小割り式 2 年魚はまち養殖業及び小割り式 3 年魚はまち養殖業、小割り式 1 年魚たい養殖業、小割り式 2 年魚たい養殖業及び小割り式 3 年魚たい養殖業、小割り式 2 年魚ふぐ養殖業及び小割り式 3 年魚ふぐ養殖業、小割り式 1 年魚かんばち養殖業、小割り式 2 年魚かんばち養殖業及び小割り式 3 年魚かんばち養殖業、小割り式 1 年魚すずき養殖業、小割り式 2 年魚すずき養殖業及び小割り式 3 年魚すずき養殖業、小割り式 2 年魚ひらまさ養殖業及び小割り式 3 年魚ひらまさ養殖業、小割り式まあじ養殖業、小割り式 1 年魚しまあじ養殖業、小割り式 2 年魚しまあじ養殖業及び小割り式 3 年魚しまあじ養殖業並びに小割り式まさば養殖業に係る水域を次のように定め、平成26年 4 月 1 日から適用する。ただし、平成26年 4 月 1 日前に責任期間が開始する共済契約については、なお従前の例によるものとする。

なお、漁業災害補償法に基づく養殖業に係る水域（平成21年宮崎県告示第 225号）は、廃止する。

平成26年 3 月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

加入区 の 名 称	区 域
北浦第 1 - 1 A 号加入区	延岡市北浦町市振及び宮野浦地先区第 1 号漁業権管理番号 1 - 1 A 号漁場
北浦第 1 - 2 号加入区	延岡市北浦町市振及び宮野浦地先区第 1 号漁業権管理番号 1 - 2 号漁場
北浦第 2 - 1 号加入区	延岡市北浦町宮野浦地先区第 2 号漁業権管理番号 2 - 1 号漁場
北浦第 2 - 2 号加入区	延岡市北浦町宮野浦地先区第 2 号漁業権管理番号 2 - 2 号漁場
北浦第 3 号加入区	延岡市北浦町古江地先区第 3 号漁業権管理番号 3 号漁場
北浦第 4 - 1 号加入区	延岡市北浦町古江阿蘇地先区第 4 号漁業権管理番号 4 - 1 号漁場
北浦第 4 - 2 号加入区	延岡市北浦町古江阿蘇地先区第 4 号漁業権管理番号 4 - 2 号漁場
島浦町第 5 - 1 号加入区	延岡市島浦町地先区第 5 号漁業権管理番号 5 - 1 号漁場
島浦町第 5 - 2 号加入区	延岡市島浦町地先区第 5 号漁業権管理番号 5 - 2 号漁場
島浦町第 5 - 4 A 号加入区	延岡市島浦町地先区第 5 号漁業権管理番号 5 - 4 A 号漁場
島浦町第 6 - 1 A 号加入区	延岡市島浦町地先区第 6 号漁業権管理番号 6 - 1 A 号漁場
島浦町第 6 - 2 号加入区	延岡市島浦町地先区第 6 号漁業権管理番号 6 - 2 号漁場
島浦町第 6 - 3 号加入区	延岡市島浦町地先区第 6 号漁業権管理番号 6 - 3 号漁場
島浦町第 6 - 4 号加入区	延岡市島浦町地先区第 6 号漁業権管理番号 6 - 4 号漁場
延岡市第 7 - 1 号加入区	延岡市熊野江町地先区第 7 号漁業権管理番号 7 - 1 号漁場
延岡市第 7 - 2 A 号加入区	延岡市須美江町地先区第 7 号漁業権管理番号 7 - 2 A 号漁場
延岡市第 7 - 3 号加入区	延岡市浦城町地先区第 7 号漁業権管理番号 7 - 3 号漁場
延岡市第 7 - 4 号加入区	延岡市浦城町地先区第 7 号漁業権管理番号 7 - 4 号漁場
延岡市第 7 - 5 号加入区	延岡市浦城町地先区第 7 号漁業権管理番号 7 - 5 号漁場
延岡市第 7 - 6 号加入区	延岡市浦城町地先区第 7 号漁業権管理番号 7 - 6 号漁場
延岡市第 8 - 1 A 号加入区	延岡市浦城町地先区第 8 号漁業権管理番号 8 - 1 A 号漁場
延岡市第 8 - 2 号加入区	延岡市浦城町地先区第 8 号漁業権管理番号 8 - 2 号漁場
延岡市第 8 - 3 A 号加入区	延岡市浦城町地先区第 8 号漁業権管理番号 8 - 3 A 号漁場
延岡市第 8 - 4 A 号加入区	延岡市浦城町地先区第 8 号漁業権管理番号 8 - 4 A 号漁場

延岡市第 9 号加入区	延岡市浦城町地先区第 9 号漁業権漁場
延岡市第 10 号加入区	延岡市土々呂町地先区第 10 号漁業権漁場
延岡市第 11 号加入区	延岡市鯛名町地先区第 11 号漁業権漁場
延岡市第 12-1 号加入区	延岡市鯛名町地先区第 12 号漁業権管理番号 12-1 号漁場
延岡市第 12-2 号加入区	延岡市赤水町地先区第 12 号漁業権管理番号 12-2 号漁場
延岡市第 12-3 号加入区	延岡市赤水町地先区第 12 号漁業権管理番号 12-3 号漁場
庵川第 13-1 号加入区	東臼杵郡門川町大字庵川地先区第 13 号漁業権管理番号 13-1 号漁場
庵川第 13-2 A 号加入区	東臼杵郡門川町大字庵川地先区第 13 号漁業権管理番号 13-2 A 号漁場
庵川第 13-3 A 号加入区	東臼杵郡門川町加草地先区第 13 号漁業権管理番号 13-3 A 号漁場
庵川第 13-4 A 号加入区	東臼杵郡門川町加草地先区第 13 号漁業権管理番号 13-4 A 号漁場
門川第 14-1 号加入区	東臼杵郡門川町大字門川尾末地先区第 14 号漁業権管理番号 14-1 号漁場
門川第 14-2 A 号加入区	東臼杵郡門川町大字門川尾末地先区第 14 号漁業権管理番号 14-2 A 号漁場
日向市第 15-1 A 号加入区	日向市大字日知屋字畑浦地先区第 15 号漁業権管理番号 15-1 A 号漁場
串間市第 16-1 A 号加入区	串間市大字南方ビンダレ島地先区第 16 号漁業権管理番号 16-1 A 号漁場
串間市第 16-2 号加入区	串間市大字南方ビンダレ島沖合区第 16 号漁業権管理番号 16-2 号漁場

宮崎県告示第 211 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成 26 年 3 月 27 日から平成 26 年 4 月 10 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 26 年 3 月 27 日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
204	県道	下野鹿狩戸線	西臼杵郡高千穂町大字岩戸字白水 2268 番 1 地先から同郡同町同大字同字 2306 番 1 地先まで	旧	4.1 ~ 9.0	184.0
				新	7.0 ~ 17.0	184.0

宮崎県告示第 212 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道

路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成 26 年 3 月 27 日から平成 26 年 4 月 10 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 26 年 3 月 27 日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
207	県道	岩戸延岡線	西臼杵郡高千穂町大字岩戸字桂野谷 5987 番 4 地先から同郡同町同大字字塚ノ谷 5954 番 5 地先まで	旧	5.2 ~ 10.6	300.0
				新	7.0 ~ 20.9	300.0

宮崎県告示第 213 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成 26 年 3 月 27 日から平成 26 年 4 月 10 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 26 年 3 月 27 日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
204	県道	下野鹿狩戸線	西臼杵郡高千穂町大字岩戸字白水 2268 番 1 地先から同郡同町同大字同字 2306 番 1 地先まで	平成 26 年 3 月 27 日

宮崎県告示第 214 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成 26 年 3 月 27 日から平成 26 年 4 月 10 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 26 年 3 月 27 日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
207	県道	岩戸延岡線	西臼杵郡高千穂町大字	平成 26 年 3 月 27 日

		岩戸字桂野 谷5987番 4 地先から同 郡同町同大 字字塚ノ谷 5954番 5 地 先まで	
--	--	--	--

平成26年 3 月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 施行者の名称  
宮崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
宮崎広域都市計画道路事業 3・4・9号 吉村通線  
宮崎広域都市計画道路事業 3・3・7号 旭通線  
宮崎広域都市計画道路事業 3・4・6号 恵美須通線
- 3 事業施行期間  
平成21年 3 月 2 日から平成30年 3 月31日まで
- 4 事業地  
変更なし

宮崎県告示第 215号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 1 項の規定により、平成21年宮崎県告示第 140号による宮崎広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

訓 令

宮崎県東京職員寮利用規程の一部を改正する訓令をここに公表する。  
平成26年 3 月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

訓令第 3 号

本 庁  
各出先機関

宮崎県東京職員寮利用規程の一部を改正する訓令

宮崎県東京職員寮利用規程（昭和47年訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後						
別表（第 9 条関係） [略]					別表（第 9 条関係） [略]						
2 会議室使用料					2 会議室使用料						
種別	時間	4 時間以内		4 時間以上		種別	時間	4 時間以内		4 時間以上	
	区分	県職員	その他	県職員	その他		区分	県職員	その他	県職員	その他
洋室		3,045円	5,985円	5,985円	11,655円	洋室		3,132円	6,156円	6,156円	11,988円
和室		1,785円	3,045円	3,045円	5,985円						
[略]					[略]						

附 則

この訓令は、平成26年 4 月 1 日から施行する。ただし、和室の項を削る改正規定は、公表の日から施行する。

公 告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第 2 項の規定により、平成26年度技能検定試験（前期）を次のとおり実施する。  
平成26年 3 月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 実施職種

(1) 1 級及び 2 級

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、機械加工（普通旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、数値制御旋盤作業、数値制御フライス盤作業）、ダイカスト（ホットチャンバダイカスト作業）、放電加工（ワイヤ放電加工作業）、鉄工（製缶作業、構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）、仕上げ（金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、建設機械整備

（建設機械整備作業）、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、プラスチック成形（射出成形作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、タイル張り（タイル張り作業）、畳製作（畳製作作業）、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業、FRP防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、銅製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、表装（壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業）、フラワー装飾（フラワー装飾作業）

(2) 3 級

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、機械加工（普通旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、数値制御旋盤作業）、機械検査（機械検査作業）、機械保全（機械系保全作業、電気系保全作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、フラワー装飾（フラワー装飾作業）

- (3) 単一等級  
路面標示施工（溶融ペイントハンドマーカー工事業）
- 2 実施等級等  
1 級、2 級、3 級及び単一等級（各等級の実施職種は、前記 1 のとおりとする。）

## 3 技能検定試験の実施期日及び実施場所等

## (1) 実技試験

## ア 実施期日

実技試験は、平成26年6月4日（水曜日）から平成26年9月9日（火曜日）までの間において、宮崎県職業能力開発協会が別途指定する日に行う。

## イ 実施場所

実技試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途通知する。

## ウ 手数料

実技試験の手数料は、次のとおりとする。

全職種 17,900円

高等学校、専修学校、各種学校の在校生が3級実技試験を受検する場合の手数料は、次のとおりとする。

全職種 11,900円

## エ 問題の公表

実技試験問題は、平成26年5月28日（水曜日）以降に、あらかじめ受検申請者に公表する。ただし、一部の検定職種については、問題の全部又は一部を公表しない。

## (2) 学科試験

## ア 実施期日

学科試験の実施期日は、次のとおりとする。

検 定 職 種	実施期日
園芸装飾、造園、機械加工、機械保全、電子機器組立て、フラワー装飾、機械検査	平成26年7月20日 （日曜日） 3級の職種が対象
造園、プラスチック成形、とび、防水施工、サッシ施工、塗装	平成26年8月24日 （日曜日） 3級以外の職種
機械加工、鉄工、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、左官、畳製作、内装仕上げ施工、ダイカスト	平成26年8月31日 （日曜日） 3級以外の職種
園芸装飾、放電加工、建築板金、仕上げ、電気機器組立て、タイル張り、熱絶縁施工、表装、フラワー装飾、路面標示施工	平成26年9月7日 （日曜日） 3級以外の職種

## イ 実施場所

学科試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途通知する。

## ウ 手数料

全職種 3,100円

## 4 受検申請の手続

## (1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

## (2) 提出先

宮崎県職業能力開発協会

## (3) 受付期間

平成26年4月7日（月曜日）から平成26年4月18日（金曜日）まで

## (4) 受検申請に関する注意事項

ア 申請書の用紙及び受検案内は、宮崎県商工観光労働部労働政策課、県立産業技術専門学校及び宮崎県職業能力開発協会に交付する。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

なお、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封すること。郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるものに限り、受け付ける。

## 5 手数料の納付方法

(1) 実技試験の手数料の額（17,900円、但し高等学校、専修学校、各種学校の在校生が3級実技試験を受検する場合は11,900円）及び学科試験の手数料の額（3,100円）を申請書に添えて納付すること。

(2) 手数料は、現金又は銀行振込で納入すること。

(3) 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付は要しない。

(4) 申請書を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。

## 6 合格の発表等

## (1) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、宮崎県職業能力開発協会が合格発表日後に書面で通知する。

## (2) 技能検定合格者の発表

技能検定合格者の受検番号は、3級については平成26年8月22日（金曜日）その他については、平成26年10月3日（金曜日）県庁本館前掲示板に公示する。

## (3) 技能検定合格証書等の交付

1級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名の、2級及び3級の技能検定の合格者には知事名の合格証書を交付する。また、このほか、厚生労働大臣から1級の技能検定の合格者には1級技能士章を、2級の技能検定の合格者には2級技能士章を、3級の技能検定の合格者には3級技能士章を、単一等級の技能検定の合格者には単一等級技能士章をそれぞれ交付する。

## 7 その他

技能検定について不明な点は、宮崎県商工観光労働部労働政策課又は宮崎県職業能力開発協会に問い合わせること。

宮崎県商工観光労働部労働政策課

所在地 宮崎市橋通東2丁目10番1号（県庁8号館3階）

電 話 0985 (26) 7107

宮崎県職業能力開発協会

所在地 宮崎市学園木花台西2丁目4番地3

電 話 0985 (58) 1570

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により、平成26年度技能検定試験（基礎1級及び基礎2級）を次のとおり実施する。

平成26年3月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 実施職種

さく井、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空調機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装、工業包装

2 実施等級等

技能検定は、前記1に掲げる検定職種について基礎1級及び基礎2級に区分し、実技試験及び学科試験によって行う。

3 技能検定試験の実施期日及び実施場所等

(1) 実技試験

ア 実施期日

実技試験は、平成26年4月1日（火曜日）から平成27年3月31日（火曜日）までの間において、宮崎県職業能力開発協会が別途指定する日に行う。

イ 実施場所

実技試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途通知する。

ウ 手数料

全職種 17,900円

エ 問題の公表

実技試験問題は、あらかじめ受検申請者に公表する。ただし、一部の検定職種については、問題の全部又は一部を公表しない。

(2) 学科試験

ア 実施期日

学科試験は、平成26年4月1日（火曜日）から平成27年3月31日（火曜日）までの間において、宮崎県職業能力開発協会が別途指定する日に行う。

イ 実施場所

学科試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途通知する。

ウ 手数料

全職種 3,100円

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

(2) 提出先

宮崎県職業能力開発協会

(3) 受付期間

平成26年4月1日（火曜日）から平成27年3月31日（火曜日）

）まで

(4) 受検申請に関する注意事項

ア 申請書の用紙は、宮崎県職業能力開発協会で作成する。

なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒（あて先を明記し、140円切手をはったもの）を同封すること。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

5 手数料の納付方法

実技試験の手数料の額（17,900円）及び学科試験の手数料の額（3,100円）を申請書に添えて納付すること。

6 合格の発表等

(1) 実技試験又は学科試験の可否通知

実技試験又は学科試験の可否結果については、宮崎県職業能力開発協会が書面で通知する。

(2) 技能検定合格証書の交付

基礎1級及び基礎2級の技能検定の合格者には、知事名の合格証書を交付する。

7 その他

基礎1級及び基礎2級の技能検定は、外国人の技能実習制度に係る研修成果の評価及び修得技能の認定に活用する。

なお、基礎1級及び基礎2級の技能検定について、試験を行わない職種（免除資格者に対するものなど）もあるので、不明な点は、宮崎県商工観光労働部労働政策課又は宮崎県職業能力開発協会に問い合わせること。

宮崎県商工観光労働部労働政策課

所在地 宮崎市橘通東2丁目10番1号（県庁8号館3階）

電話 0985(26)7107

宮崎県職業能力開発協会

所在地 宮崎市学園木花台西2丁目4番地3

電話 0985(58)1570

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により、平成26年度技能検定試験（随時実施3級）を次のとおり実施する。

平成26年3月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 実施職種

さく井（パーカッション式さく井工事作業、ロータリー式さく井工事作業）、鍛造（鋳鉄鋳物鋳造作業、非鉄金属鋳物鋳造作業）、鍛造（ハンマ型鍛造作業、プレス型鍛造作業）、機械加工（普通旋盤作業、フライス盤作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、鉄工（構造物鉄工作業）、建築板金（ダクト板金作業）、工場板金（機械板金作業）、めっき（電気めっき作業、溶融亜鉛めっき作業）、アルミニウム陽極酸化処理（陽極酸化処理作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）、機械検査（機械検査作業）、ダイカスト（ホットチャンバダイカスト作業、コールドチャンバダイカスト作業）、機械保全（機械系保全作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業、回転電機巻線製作作業）、プリント配線板製造（プリント配線板設計作業、プリント配線板製造作業）、冷凍空調機器施工（冷凍空調

調和機器施工作業)、染色(糸浸染作業、織物・ニット浸染作業)、ニット製品製造(丸編みニット製造作業、靴下製造作業)、婦人子供服製造(婦人子供既製服製造作業)、紳士服製造(紳士既製服製造作業)、寝具製作(寝具製作作業)、帆布製品製造(帆布製品製造作業)、布はく縫製(ワイシャツ製造作業)、家具製作(家具手加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業)、紙器・段ボール箱製造(印刷箱打抜き作業、印刷箱製箱作業、貼箱製造作業、段ボール箱製造作業)、印刷(オフセット印刷作業)、製本(製本作業)、プラスチック成形(圧縮成形作業、射出成形作業、インフレーション成形作業、ブロー成形作業)、強化プラスチック成形(手積み積層成形作業)、石材施工(石材加工作業、石張り作業)、パン製造(パン製造作業)、ハム・ソーセージ・ベーコン製造(ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業)、水産練り製品製造(かまぼこ製品製造作業)、建築大工(大工工事作業)、かわらぶき(かわらぶき作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、タイル張り(タイル張り作業)、配管(建築配管作業、プラント配管作業)、型枠施工(型枠工事作業)、鉄筋施工(鉄筋組立て作業)、コンクリート圧送施工(コンクリート圧送工事作業)、防水施工(シーリング防水工事作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、カーペット系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業、カーテン工事作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)、サッシ施工(ビル用サッシ施工作業)、ウェルポイント施工(ウェルポイント工事作業)、表装(壁装作業)、塗装(建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業、噴霧塗装作業)、工業包装(工業包装作業)

## 2 実施等級等

前記 1 に掲げる職種の実施等級は 3 級とし、検定試験は実技試験及び学科試験によって行う。

## 3 受検資格

随時実施 3 級の技能検定を受検できる者は、前記 1 に掲げる職種の基礎 1 級又は基礎 2 級技能検定に合格した者とする。

なお、基礎 1 級又は基礎 2 級技能検定に合格した者は、前期及び後期における 3 級技能検定は受検できないこととする。

## 4 技能検定試験の実施期日及び実施場所等

### (1) 実技試験

#### ア 実施期日

実技試験は、平成 26 年 4 月 1 日(火曜日)から平成 27 年 3 月 31 日(火曜日)までの間において、宮崎県職業能力開発協会が別途指定する日に行う。

#### イ 実施場所

実技試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途通知する。

#### ウ 手数料

全職種 17,900円

#### エ 問題の公表

実技試験問題は、あらかじめ受検申請者に公表する。ただし、一部の検定職種については、問題の全部又は一部を公表しない。

### (2) 学科試験

#### ア 実施期日

学科試験は、平成 26 年 4 月 1 日(火曜日)から平成 27 年 3 月 31 日(火曜日)までの間において、宮崎県職業能力開発協会が別途指定する日に行う。

#### イ 実施場所

学科試験の実施場所は、宮崎県職業能力開発協会から別途通知する。

#### ウ 手数料

全職種 3,100円

## 5 受検申請の手続

### (1) 提出書類

技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)

### (2) 提出先

宮崎県職業能力開発協会

### (3) 受付期間

平成 26 年 4 月 1 日(火曜日)から平成 27 年 3 月 31 日(火曜日)まで

### (4) 受検申請に関する注意事項

ア 申請書の用紙は、宮崎県職業能力開発協会で作成する。

なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒(あて先を明記し、140円切手をはったもの)を同封すること。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

## 6 手数料の納付方法

実技試験の手数料の額(17,900円)及び学科試験の手数料の額(3,100円)を申請書に添えて納付すること。

## 7 合格の発表等

### (1) 実技試験又は学科試験の可否通知

実技試験又は学科試験の可否結果については、宮崎県職業能力開発協会が書面で通知する。

### (2) 技能検定合格証書の交付

随時実施 3 級の技能検定の合格者には、知事名の合格証書を交付する。

## 8 その他

前期及び後期における 3 級技能検定と随時実施における 3 級技能検定は、同等・同一のものであるが、随時実施 3 級の技能検定は、外国人の技能実習制度に係る研修成果の評価及び修得技能の認定を目的とする。

なお、随時実施 3 級の技能検定について、試験を行わない職種(免除資格者に対するものなど)もあるので、不明な点は、宮崎県商工観光労働部労働政策課又は宮崎県職業能力開発協会に問い合わせること。

宮崎県商工観光労働部労働政策課

所在地 宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号(県庁 8 号館 3 階)

電 話 0985 (26) 7107

宮崎県職業能力開発協会

所在地 宮崎市学園木花台西 2 丁目 4 番地 3

電 話 0985 (58) 1570

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成 26 年 3 月 27 日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 都市計画を定める者の名称  
都城市

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 2 都市計画の種類及び名称  
都城広域都市計画道路  
3・6・59号 長岡神田通線
- 3 縦覧場所  
宮崎県県土整備部都市計画課  
宮崎県都城土木事務所

建築士法(昭和25年法律第 202号。以下「法」という。)第9条第1項の規定により二級建築士の免許を取り消したので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。  
平成26年3月27日

- 1 免許の取消しをした年月日  
平成26年3月12日
- 2 免許の取消しを受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号  
清永 勇  
二級建築士  
宮崎県知事登録第 442号
- 3 免許の取消しの理由  
法第8条の2の規定により、平成26年3月5日付けで、二級建築士死亡等届が提出された。

### 企業局企業管理規程

企業局組織規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。  
平成26年3月27日

宮崎県企業局長 濱 砂 公 一

#### 宮崎県企業局企業管理規程第2号

##### 企業局組織規程の一部を改正する企業管理規程

企業局組織規程(平成11年宮崎県企業局企業管理規程第3号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																						
<p>(技監等)</p> <p>第21条 [略]</p> <p>2 前条及び前項に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる本庁の組織に、必要に応じ、同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に定めるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>組織</th> <th>課</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">課</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>主幹</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(主幹等)</p> <p>第25条 前条に規定する職のほか、出先機関に必要に応じ、第21条第2項の表の中欄に掲げる主幹、副主幹及び主査を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。この場合において、同表右欄中「課」とあるのは「北部管理事務所」と読み替えるものとする。</p>	組織	課	職務	課	[略]		主幹	[略]	[略]		<p>(技監等)</p> <p>第21条 [略]</p> <p>2 前条及び前項に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる本庁の組織に、必要に応じ、同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に定めるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>組織</th> <th>課</th> <th>職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">課</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>主幹</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>専門主幹</td> <td><u>上司の命を受けて、専門知識及び経験を必要とする課の特定の事務を掌理する。</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(主幹等)</p> <p>第25条 前条に規定する職のほか、出先機関に必要に応じ、第21条第2項の表の中欄に掲げる主幹、<u>専門主幹</u>、副主幹及び主査を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。この場合において、同表右欄中「課」とあるのは「北部管理事務所」と読み替えるものとする。</p>	組織	課	職務	課	[略]		主幹	[略]	専門主幹	<u>上司の命を受けて、専門知識及び経験を必要とする課の特定の事務を掌理する。</u>	[略]	
組織	課	職務																					
課	[略]																						
	主幹	[略]																					
	[略]																						
組織	課	職務																					
課	[略]																						
	主幹	[略]																					
	専門主幹	<u>上司の命を受けて、専門知識及び経験を必要とする課の特定の事務を掌理する。</u>																					
	[略]																						

#### 附 則

この企業管理規程は、平成26年4月1日から施行する。

### 病院局公営企業告示

#### 病院局公営企業告示第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第6項の規定により、次のとおり指定代理納付者を指定した。  
平成26年3月27日

宮崎県病院局長 渡 邊 亮 一

- 1 指定代理納付者の指定を受けた者

三菱UFJニコス株式会社 東京都文京区本郷3丁目33番5号  
宮銀カード株式会社 宮崎市高千穂通2丁目5番32号

- 2 指定代理納付者による代理納付を認めた債権  
県立宮崎病院、県立延岡病院及び県立日南病院における宮崎県立病院事業の設置等に関する条例(昭和41年条例第44号)第6条に規定する料金等
- 3 指定代理納付者による代理納付が行える期間  
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

### 人事委員会規則

職員の分限に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月27日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

#### 宮崎県人事委員会規則第6号

##### 職員の分限に関する規則の一部を改正する規則

職員の分限に関する規則（昭和28年宮崎県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p><u>(休職期間の通算)</u></p> <p>第5条 任命権者が、<u>条例第3条第1項の規定により休職の期間を定めるに当たって、法第28条第2項第1号の規定に該当するものとして休職とした職員が復職した場合において、任命権者が復職前の休職の事由と同一と認める負傷又は疾病により、復職の日から起算して1年以内に当該職員を新たに休職とするときは、その者の新たな休職期間は、当該復職の日前の休職期間に引き続くものとみなす。</u></p>	<p><u>(休職期間の通算)</u></p> <p>第5条 法第28条第2項第1号の規定に該当するものとして休職とされた職員が、<u>条例第3条第2項の規定により復職した日から起算して1年以内に、復職前の休職の事由と同一と認める負傷又は疾病のため新たに休職とされたときは、その者の休職期間は、当該復職前後の休職の期間を通算するものとする。</u></p>

##### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

市町村立学校職員の分限に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月27日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

#### 宮崎県人事委員会規則第7号

##### 市町村立学校職員の分限に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の分限に関する規則（昭和31年宮崎県人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p><u>(休職期間の通算)</u></p> <p>第5条 任命権者が、<u>条例第3条第1項の規定により休職の期間を定めるに当たって、地方公務員法（昭和25年12月法律第261号）第28条第2項第1号の規定に該当するものとして休職とした職員が復職した場合において、任命権者が復職前の休職の事由と同一と認める負傷又は疾病により、復職の日から起算して1年以内に当該職員を新たに休職とするときは、その者の新たな休職期間は、当該復職の日前の休職期間に引き続くものとみなす。</u></p>	<p><u>(休職期間の通算)</u></p> <p>第5条 <u>地方公務員法（昭和25年12月法律第261号）第28条第2項第1号の規定に該当するものとして休職とされた職員が、条例第3条第2項の規定により復職した日から起算して1年以内に、復職前の休職の事由と同一と認める負傷又は疾病のため新たに休職とされたときは、その者の休職期間は、当該復職前後の休職の期間を通算するものとする。</u></p>

##### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 教育委員会規則

県教育庁組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月27日

宮崎県教育委員会委員長 齊 藤 和 子

#### 宮崎県教育委員会規則第1号

##### 県教育庁組織規則の一部を改正する規則

県教育庁組織規則（昭和50年宮崎県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(学校政策課の分掌事務)</p> <p>第4条 学校政策課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(11) [略]</p> <p><u>(12) 前各号に掲げるもののほか、学校政策に係る他課（室）の</u></p> <p><u>主管に属さない事務に関すること。</u></p>	<p>(学校政策課の分掌事務)</p> <p>第4条 学校政策課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(11) [略]</p> <p><u>(12) いじめ問題対策委員会に関すること。</u></p> <p><u>(13) 前各号に掲げるもののほか、学校政策に係る他課（室）の</u></p> <p><u>主管に属さない事務に関すること。</u></p>

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

宮崎県教育研修センター管理規則及び宮崎県埋蔵文化財センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月27日

宮崎県教育委員会委員長 齊 藤 和 子

宮崎県教育委員会規則第2号

宮崎県教育研修センター管理規則及び宮崎県埋蔵文化財センター管理規則の一部を改正する規則

(宮崎県教育研修センター管理規則の一部改正)

第1条 宮崎県教育研修センター管理規則(昭和43年宮崎県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(分掌事務)</p> <p>第4条 前条の各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) その他の課の所管に属さない事項に関すること。</p> <p>学習・研修課</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>情報・相談課</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>企画・調査課</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>調査等に基づく学校教育への支援に関すること。</u></p> <p>(3) <u>教育に関する情報の収集、整理及び提供に関すること。</u></p> <p>(4) <u>教育関係機関との連携及び広報に関すること。</u></p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第4条 前条の各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) <u>教育関係職員の研修に係る総合調整に関すること。</u></p> <p>(7) <u>調査等に基づく学校教育への支援に関すること。</u></p> <p>(8) その他の課の所管に属さない事項に関すること。</p> <p>学習・研修課</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>情報・相談課</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>企画・調査課</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>教育に関する情報の収集、整理及び提供に関すること。</u></p> <p>(3) <u>教育関係機関との連携及び広報に関すること。</u></p>

(宮崎県埋蔵文化財センター管理規則の一部改正)

第2条 宮崎県埋蔵文化財センター管理規則(平成8年宮崎県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(組織)</p> <p>第3条 埋蔵文化財センターに、次の課を置く。</p> <p>総務課</p> <p>調査第1課</p> <p>調査第2課</p> <p>普及資料課</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第4条 前条に規定する各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>調査第1課</p> <p>(1) <u>東九州自動車道建設に伴う埋蔵文化財の発掘調査に関すること。</u></p> <p>(2) <u>前号の発掘調査に係る出土品その他の資料の整理に関すること。</u></p> <p>(3) <u>第1号の発掘調査に係る発掘調査報告書の作成等に関すること。</u></p> <p>調査第2課</p> <p>(1) <u>国、県関係事業に伴う埋蔵文化財の発掘調査に関するこ</u></p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 埋蔵文化財センターに、次の課を置く。</p> <p>総務課</p> <p>調査課</p> <p>普及資料課</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第4条 前条に規定する各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務課</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>調査課</p> <p>(1) <u>国、県関係事業に伴う埋蔵文化財の発掘調査に関するこ</u></p> <p><u>と。</u></p> <p>(2) <u>東九州自動車道建設に伴う埋蔵文化財の発掘調査に関する</u></p> <p><u>こと。</u></p> <p>(3) <u>重要遺跡の発掘調査及び保護に関すること。</u></p> <p>(4) <u>前3号の発掘調査に係る出土品その他の資料の整理に関</u></p> <p><u>すること。</u></p> <p>(5) <u>第1号から第3号までの発掘調査に係る発掘調査報告書</u></p> <p><u>の作成等に関すること。</u></p>

- と。
- (2) 前号の発掘調査に係る出土品その他の資料の整理に関すること。
- (3) 第 1 号の発掘調査に係る発掘調査報告書の作成等に関すること。

普及資料課

(1)～(4) [略]

普及資料課

(1)～(4) [略]

## 附 則

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

県立学校授業料等徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月27日

宮崎県教育委員会委員長 齊 藤 和 子

## 宮崎県教育委員会規則第 3 号

## 県立学校授業料等徴収規則の一部を改正する規則

県立学校授業料等徴収規則（平成 9 年宮崎県教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(全日制の授業料の納付)</p> <p>第 2 条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 学校長は、卒業、転学、退学、留学、休学その他の理由により第 1 項又は第 2 項に規定する納期限によりがたいと認めるときは、随時納期限を定めて授業料を徴収することができる。</p> <p>5 [略]</p> <p>(定時制の授業料及び科目履修料の納付)</p> <p>第 3 条 [略]</p> <p>(1)・(2) [略]</p>	<p>(全日制の授業料の納付)</p> <p>第 2 条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 学校長は、<u>入学</u>、卒業、転学、退学、留学、休学その他の理由により第 1 項又は第 2 項に規定する納期限によりがたいと認めるときは、随時納期限を定めて授業料を徴収することができる。</p> <p>5 [略]</p> <p>(定時制の授業料及び科目履修料の納付)</p> <p>第 3 条 [略]</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>2 前条第 2 項及び第 4 項の規定は、前項の場合にこれを準用する。</u></p>
<p>(通信制の授業料及び科目履修料)</p> <p>第 4 条 [略]</p>	<p>(通信制の授業料及び科目履修料)</p> <p>第 4 条 [略]</p> <p><u>2 第 2 条第 4 項の規定は、前項の場合にこれを準用する。</u></p>

## 附 則

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

教育職員免許法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月27日

宮崎県教育委員会委員長 齊 藤 和 子

## 宮崎県教育委員会規則第 4 号

## 教育職員免許法等施行細則の一部を改正する規則

教育職員免許法等施行細則（昭和30年宮崎県教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(施行法第 2 条の教科)</p> <p>第 6 条 施行法第 2 条第 1 項の表の下欄に掲げる中学校又は高等学校の教員の免許状に関する免許法第 4 条第 5 項に掲げる教科については、施行法施行規則第 2 条に規定する基準により次のとおり定める。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 前号の相当期間は、施行法第 2 条第 1 項の表の上欄に掲げる者の教員としての必要な在職年数の定めのあるものはその期間とし、その他のものについては次の表の基準によるものとする。この場合における教授を担任した年数は、施行法第</p>	<p>(施行法第 2 条の教科)</p> <p>第 6 条 施行法第 2 条第 1 項の表の下欄に掲げる中学校又は高等学校の教員の免許状に関する免許法第 4 条第 5 項に掲げる教科については、施行法施行規則第 2 条に規定する基準により次のとおり定める。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 前号の相当期間は、<u>施行法第 2 条第 1 項の表の上欄に掲げる者の教員としての必要な在職年数の定めのあるものはその期間とし、その他のものについては次の表の基準によるものとする。この場合における教授を担任した年数は、施行法第</u></p>

2条第1項の表の上欄各号の資格を得てから受けようとする  
免許教科の関係科目の教授を担当した年数とする。

ア 中学校教諭の免許状を受けようとする場合

[略]

イ 高等学校教諭の免許状を受けようとする場合

[略]

備考

- 1 ア及びイの表において、小学校には、特別支援学校の小学部、免許法施行規則附則第17項第1号に規定する小学校に相当する旧令による学校並びに免許法施行規則第67条の表の第1欄に掲げる学校以外の教育施設の小学校に相当する課程を含む。
- 2 ア及びイの表において、中学校には、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部、免許法施行規則附則第17項第2号に規定する中学校に相当する旧令による学校並びに免許法施行規則第67条の表の第1欄に掲げる学校以外の教育施設の中学校に相当する課程を含む。
- 3 ア及びイの表において、高等学校には、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、免許法施行規則附則第17項第3号に規定する高等学校に相当する旧令による学校並びに免許法施行規則第67条の表の第1欄に掲げる学校以外の教育施設の高等学校に相当する課程を含む。
- 4 [略]

(免許法施行規則附則第34項の適用を受ける者の場合)

第15条の2 免許法施行規則附則第34項の適用を受ける者が保健の教科についての高等学校教諭の一種免許状の授与を受けようとする場合に修得することを必要とする最低単位数は、次の表の区分によるものとする。

ア 看護師の免許状を受けている場合

[略]

イ 修業年限2年の看護師養成施設を卒業した場合

[略]

(中学校又は高等学校の教科に関する科目)

第19条 中学校教諭又は高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の修得方法は、次の表の第1欄に掲げる免許教科の種類に応じ、第2欄に掲げる科目について修得するものとする。ただし、免許法別表第4の規定により他の教科についての教諭の免許状を取得しようとするときは、次の表の第1欄に掲げる免許教科の種類に応じ、第2欄に掲げる科目についてそれぞれ1単位以上修得するものとする。

中学校

第1欄	第2欄
免許教科	教科に関する科目
[略]	
保健体育	体育実技 「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学」及び運動学（運動方法学を含む。）  生理学（運動生理学を含む。） 衛生学及び公衆衛生学 学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）
[略]	

高等学校

2条第1項の表の上欄各号の資格を得てから受けようとする  
免許教科の関係科目の教授を担当した年数とする。

ア 中学校教諭の免許状を受けようとする場合

[略]

イ 高等学校教諭の免許状を受けようとする場合

[略]

備考

- 1 ア及びイの表において、小学校には、特別支援学校の小学部、免許法施行規則附則第22項第1号に規定する小学校に相当する旧令による学校並びに免許法施行規則第67条の表の第1欄に掲げる学校以外の教育施設の小学校に相当する課程を含む。
- 2 ア及びイの表において、中学校には、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部、免許法施行規則附則第22項第2号に規定する中学校に相当する旧令による学校並びに免許法施行規則第67条の表の第1欄に掲げる学校以外の教育施設の中学校に相当する課程を含む。
- 3 ア及びイの表において、高等学校には、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、免許法施行規則附則第22項第3号に規定する高等学校に相当する旧令による学校並びに免許法施行規則第67条の表の第1欄に掲げる学校以外の教育施設の高等学校に相当する課程を含む。
- 4 [略]

(免許法施行規則附則第38項の適用を受ける者の場合)

第15条の2 免許法施行規則附則第38項の適用を受ける者が保健の教科についての高等学校教諭の一種免許状の授与を受けようとする場合に修得することを必要とする最低単位数は、次の表の区分によるものとする。

ア 看護師の免許状を受けている場合

[略]

イ 修業年限2年の看護師養成施設を卒業した場合

[略]

(中学校又は高等学校の教科に関する科目)

第19条 中学校教諭又は高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の修得方法は、次の表の第1欄に掲げる免許教科の種類に応じ、第2欄に掲げる科目について修得するものとする。ただし、免許法別表第4の規定により他の教科についての教諭の免許状を取得しようとするときは、次の表の第1欄に掲げる免許教科の種類に応じ、第2欄に掲げる科目についてそれぞれ1単位以上修得するものとする。

中学校

第1欄	第2欄
免許教科	教科に関する科目
[略]	
保健体育	体育実技 「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」及び運動学（運動方法学を含む。） 生理学（運動生理学を含む。） 衛生学及び公衆衛生学 学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）
[略]	

高等学校

第 1 欄	第 2 欄
免許教科	教科に関する科目
[略]	
保健体育	体育実技 「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学」及び運動学（運動方法学を含む。）  生理学（運動生理学を含む。） 衛生学及び公衆衛生学 学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）
[略]	
福 祉	社会福祉学（職業指導を含む。） 高齢者福祉、児童福祉及び障害者福祉 社会福祉援助技術 介護理論及び介護技術 社会福祉総合実習（社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。）
[略]	

[略]

(小、中、高、幼の教職に関する科目)

第26条 小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を受けようとする場合の教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第 1 欄	最低修得単位数					
	第 2 欄	第 3 欄	第 4 欄	第 5 欄	第 6 欄	
教職に関する科目	教職の意義等に関する科目	教育の基礎理論に関する科目	教育課程及び指導法に関する科目	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	総合演習	選択
修得を要する単位数						
学校別						
[略]						

備考

1・2 [略]

3 第 5 欄に掲げる総合演習は、人類に共通する課題又は我が国社会全体にかかわる課題のうち 1 以上のものに関する分析及び検討並びにその課題について幼児、児童又は生徒を指導するための方法及び技術を含むものとする。（第27条及び第27条の2の表の場合においても同様とする。）。

4 [略]

(養護教諭の教職に関する科目)

第27条 養護教諭の修得すべき教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

	最低修得単位数				
	第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄	第 4 欄	第 5 欄

第 1 欄	第 2 欄
免許教科	教科に関する科目
[略]	
保健体育	体育実技 「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」及び運動学（運動方法学を含む。）  生理学（運動生理学を含む。） 衛生学及び公衆衛生学 学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）
[略]	
福 祉	社会福祉学（職業指導を含む。） 高齢者福祉、児童福祉及び障害者福祉 社会福祉援助技術 介護理論及び介護技術 社会福祉総合実習（社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。） 人体構造及び日常生活行動に関する理解 加齢及び障害に関する理解
[略]	

[略]

(小、中、高、幼の教職に関する科目)

第26条 小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を受けようとする場合の教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第 1 欄	最低修得単位数					
	第 2 欄	第 3 欄	第 4 欄	第 5 欄	第 6 欄	
教職に関する科目	教職の意義等に関する科目	教育の基礎理論に関する科目	教育課程及び指導法に関する科目	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	教職実践演習	選択
修得を要する単位数						
学校別						
[略]						

備考

1・2 [略]

3 第 5 欄に掲げる教職実践演習は、当該演習を履修する者の教科に関する科目及び教職に関する科目（教職実践演習を除く。）の履修状況を踏まえ、教員として必要な知識技能を修得したことを確認するものとする。（第27条及び第27条の2の表の場合においても同様とする。）。

4 [略]

(養護教諭の教職に関する科目)

第27条 養護教諭の修得すべき教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

	最低修得単位数				
	第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄	第 4 欄	第 5 欄

教職に関する科目	教職の意義等に関する科目	教育の基礎理論に関する科目	教育課程及び指導法に関する科目	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	総合演習	選択
[略]						

[略]

(栄養教諭の教職に関する科目)

第27条の2 栄養教諭の修得すべき教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第1欄	最低修得単位数					
	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄	
教職に関する科目	教職の意義等に関する科目	教育の基礎理論に関する科目	教育課程及び指導法に関する科目	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	総合演習	選択
[略]						

[略]

(免許法別表第1、第2等による場合)

第29条 免許法第5条第1項本文の規定により同法別表第1若しくは第2に掲げる免許状の授与を受けようとする者又は同法附則第8項の規定により工業の教科について高等学校教諭の一種免許状の授与を受けようとする者(教育職員検定による場合を除く。)は、教育職員免許状授与願(別記様式第1号)及び卒業、在学又は資格に関する証明書又はこれに代わるもののほか、受けようとする免許状の所要資格に応じ、次の書類のうち必要とするものを提出しなければならない。

- (1) [略]
- (2) 単位修得証明書
- (3)・(4) [略]

(免許法別表第3、第4、第5、第6、第7、第8等による場合)

第31条 免許法別表第3、第4、第5、第6、第7、第8、同法第18条、同法附則第5項、第9項、第18項又は29年改正法附則第5項の規定により教育職員検定を受けようとする者は、前条に規定する書類のほか、受けようとする免許状の所要資格に応じ、次の書類のうち必要とするものを提出しなければならない。

- (1)・(2) [略]
- (3) 単位修得証明書
- (4)・(5) [略]

教職に関する科目	教職の意義等に関する科目	教育の基礎理論に関する科目	教育課程及び指導法に関する科目	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	教職実践演習	選択
[略]						

[略]

(栄養教諭の教職に関する科目)

第27条の2 栄養教諭の修得すべき教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第1欄	最低修得単位数					
	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄	
教職に関する科目	教職の意義等に関する科目	教育の基礎理論に関する科目	教育課程及び指導法に関する科目	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	教職実践演習	選択
[略]						

[略]

(免許法別表第1、第2等による場合)

第29条 免許法第5条第1項本文の規定により同法別表第1若しくは第2に掲げる免許状の授与を受けようとする者又は同法附則第8項の規定により工業の教科について高等学校教諭の一種免許状の授与を受けようとする者(教育職員検定による場合を除く。)は、教育職員免許状授与願(別記様式第1号)及び卒業、在学又は資格に関する証明書又はこれに代わるもののほか、受けようとする免許状の所要資格に応じ、次の書類のうち必要とするものを提出しなければならない。

- (1) [略]
- (2) 学力に関する証明書
- (3)・(4) [略]

(免許法別表第3、第4、第5、第6、第7、第8等による場合)

第31条 免許法別表第3、第4、第5、第6、第7、第8、同法第18条、同法附則第5項、第9項、第18項又は29年改正法附則第5項の規定により教育職員検定を受けようとする者は、前条に規定する書類のほか、受けようとする免許状の所要資格に応じ、次の書類のうち必要とするものを提出しなければならない。

- (1)・(2) [略]
- (3) 学力に関する証明書
- (4)・(5) [略]

(免許法附則第19項による場合)

<p>（免許法施行規則第64条第2項又は第65条により自立教科教諭の普通免許状又は自立教科助教諭の臨時免許状の出願をする場合）</p> <p>第34条 免許法施行規則第64条第2項又は第65条に該当する者が、教育職員検定により、自立教科教諭の普通免許状又は自立教科助教諭の臨時免許状の授与を受けようとするときは、第30条に規定する書類のほか、受けようとする免許状とその者が有する資格に応じ、次の書類のうち必要とするものを提出しなければならない。</p> <p>（1） [略]</p> <p>（2） <u>単位修得証明書</u></p> <p>（3）～（5） [略]</p>	<p>第31条の2 <u>免許法附則第19項の規定により教育職員検定を受けようとする者は、第30条に規定する書類のほか、次の書類のうち必要とするものを提出しなければならない。</u></p> <p>（1） <u>卒業、修了又は資格に関する証明書</u></p> <p>（2） <u>免許状の写し</u></p> <p>（3） <u>学力に関する証明書</u></p> <p>（4） <u>実務に関する証明書（別記様式第4号の3）</u></p> <p>（5） <u>保育士証の写し</u></p> <p>（免許法施行規則第64条第2項又は第65条により自立教科教諭の普通免許状又は自立教科助教諭の臨時免許状の出願をする場合）</p> <p>第34条 免許法施行規則第64条第2項又は第65条に該当する者が、教育職員検定により、自立教科教諭の普通免許状又は自立教科助教諭の臨時免許状の授与を受けようとするときは、第30条に規定する書類のほか、受けようとする免許状とその者が有する資格に応じ、次の書類のうち必要とするものを提出しなければならない。</p> <p>（1） [略]</p> <p>（2） <u>学力に関する証明書</u></p> <p>（3）～（5） [略]</p>
--	---

別記様式第4号の2の次に次の1様式を加える。

様式第 4 号の 3

実務に関する証明書

本籍地	都道府県	現住所	
氏名		生年月日	年 月 日生
出身学校		年 月 日	卒業・終了・中退 ( ) 年

○勤務状況

勤務した期間	①年月数	①実労働時間	職名	備考
自 年 月 日 至 年 月 日				
自 年 月 日 至 年 月 日				
自 年 月 日 至 年 月 日				
自 年 月 日 至 年 月 日				
自 年 月 日 至 年 月 日				
自 年 月 日 至 年 月 日				
休職等の期間	②年月数	/	事由(休職、産休、育休など)	
自 年 月 日 至 年 月 日				
自 年 月 日 至 年 月 日				
自 年 月 日 至 年 月 日				
計 (①-②)	年 月 日	時間		
勤務成績				

上記のとおり勤務したことを証明する。

年 月 日	施設名 所在地 所属長	印
-------	-------------------	---

年 月 日	実務証明責任者	印
-------	---------	---

(備考) 裏面の記入上の注意を参照のこと。

(様式第 4 号の 3 裏面)

※記入上の注意

(1) 勤務成績欄

勤務の状況、研究の状況、教育力、社会性その他について記入する。

(2) 実務証明責任者とは、国立又は公立の幼稚園については所轄庁、私立の幼稚園については学校法人の理事長、保育所等については当該施設の設置者をいう。

(3) 複数の施設における勤務時間等を合算する場合は、それぞれの施設ごとに作成すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

県立美術館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月27日

宮崎県教育委員会委員長 齊 藤 和 子

宮崎県教育委員会規則第 5 号

県立美術館管理規則の一部を改正する規則

県立美術館管理規則（平成 7 年宮崎県教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(分掌事務) 第 3 条 総務課及び学芸課の分掌事務は、次のとおりとする。 総務課 (1)～(7) [略] 学芸課 (1)～(4) [略] (5) アトリエ、美術図書室及びハイビジョンギャラリーの運営に関すること。 (6)～(9) [略]	(分掌事務) 第 3 条 総務課及び学芸課の分掌事務は、次のとおりとする。 総務課 (1)～(7) [略] 学芸課 (1)～(4) [略] (5) アトリエ、美術図書室及びアートシアターの運営に関すること。 (6)～(9) [略]

附 則

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

教育委員会告示

宮崎県教育委員会告示第 2 号

宮崎県文化財保護条例（昭和31年宮崎県条例第15号）第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり宮崎県指定有形文化財に指定する。

平成26年 3 月27日

宮崎県教育委員会委員長 齊 藤 和 子

種 別	名 称	所 在 地	所 有 者
県指定有形文化財	琉球国王宛朝鮮王国書	都城市早鈴町18街区 5 号 都城島津邸	都城市

県指定有形文化財	三国筆苑	都城市早鈴町18街区 5 号 都城島津邸	都城市
県指定有形文化財	庄内地理志	都城市早鈴町18街区 5 号 都城島津邸	都城市
県指定有形文化財	鉄錆地南蛮胴具足	都城市早鈴町18街区 5 号 都城島津邸	島津久友
県指定有形文化財	高麗虎狩図屏風	都城市早鈴町18街区 5 号 都城島津邸	都城市

公安委員会規則

宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 3 月27日

宮崎県公安委員会委員長 藤 田 紀 子

宮崎県公安委員会規則第 7 号

宮崎県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

宮崎県道路交通法施行細則（昭和35年宮崎県公安委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																		
別表第 3（第10条関係） <table border="1"> <thead> <tr> <th>路 線 名</th> <th>区 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東九州自動車道</td> <td>延岡市北浦町古江字波瀬川原3414番 2 から延岡市北川町長井字上迫5575番 1 まで</td> </tr> <tr> <td>東九州自動車道</td> <td>東臼杵郡門川町大字加草字船越14番 1 から宮崎市清武町今泉字柳ヶ谷乙1922番まで</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	路 線 名	区 間	[略]		東九州自動車道	延岡市北浦町古江字波瀬川原3414番 2 から延岡市北川町長井字上迫5575番 1 まで	東九州自動車道	東臼杵郡門川町大字加草字船越14番 1 から宮崎市清武町今泉字柳ヶ谷乙1922番まで	[略]		別表第 3（第10条関係） <table border="1"> <thead> <tr> <th>路 線 名</th> <th>区 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東九州自動車道</td> <td>延岡市北浦町古江字波瀬川原3414番 2 から宮崎市清武町今泉字柳ヶ谷乙1869番 1 まで</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	路 線 名	区 間	[略]		東九州自動車道	延岡市北浦町古江字波瀬川原3414番 2 から宮崎市清武町今泉字柳ヶ谷乙1869番 1 まで	[略]	
路 線 名	区 間																		
[略]																			
東九州自動車道	延岡市北浦町古江字波瀬川原3414番 2 から延岡市北川町長井字上迫5575番 1 まで																		
東九州自動車道	東臼杵郡門川町大字加草字船越14番 1 から宮崎市清武町今泉字柳ヶ谷乙1922番まで																		
[略]																			
路 線 名	区 間																		
[略]																			
東九州自動車道	延岡市北浦町古江字波瀬川原3414番 2 から宮崎市清武町今泉字柳ヶ谷乙1869番 1 まで																		
[略]																			

一般国道10号 (土々呂バイパス)	[略]	一般国道10号 (土々呂バイパス)	[略]
一般国道10号 (延岡南道路)	延岡市伊形町2137番から東臼杵郡門川町大字庵川字尾迫尻 155番13まで		
一般国道10号 (延岡道路)	延岡市北川町長井字上迫5575番 1 から延岡市伊形町2137番まで		
[略]		[略]	
一般国道 326号	[略]	一般国道 326号	[略]
		一般国道 327号 (日向バイパス)	日向市大字財光寺字尻無川1796番 5 地先から日向市大字平岩字エラノ田6964番 3 地先まで
[略]		[略]	

附 則

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

--	--